

毎週火、金曜日発行(但休日担当) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県立岩井長者寮管理規則

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則をここに公布する。

昭和三十九年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県立岩井長者寮管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取

県立岩井長者寮(以下「長者寮」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(知事の権限の委任)

第二条 次の各号に掲げる知事の権限は、寮長に委任する。

- 一 長者寮の利用の許可をすること。
- 二 使用料の徴収猶予の決定をすること。
- 三 承認を必要とする行為の承認をすること。
- 四 長者寮の適正な維持管理を図るために必要な措置を命じ、又は指示をすること。
- 五 長者寮の利用の許可の取消しをすること。

(収容定員)

第三条 長者寮の収容定員は、五十人とする。

(入寮の許可の申請)

第四条 長者寮の入寮の許可の申請は、入寮申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添え、福祉事務所長を経由して寮長に提出してしなければならない。
一 戸籍謄本及び住民票の謄本

二 身上調査(様式第二号)

三 資産、所得及び納税額に関する証明書(様式第三号)

四 健康診断書(様式第四号)

五 身元引受書(様式第五号)

(入寮可否の決定)

第五条 寮長は、入寮申請書の提出を受けたときは、これを審査し、決定調書(様式第六号)により入寮の可否を決定しなければならない。

2 寮長は、前項の規定により入寮させると決定したときは入寮承認通知書(様式第七号)により、入寮させないと決定したときは入寮不承認通知書(様式第八号)により入寮申請者に通知しなければならない。

(誓約書等の提出)

第六条 前条第二項の規定により入寮決定の通知を受けた者は、入寮の日の三日前までに誓約書(様式第九号)及び入寮届出書(様式第十号)を寮長に提出しなければならない。

(使用料の納付期限)

第七条 使用料の納付期限は、当該利用の月の五日までとする。

ただし、月の中途に入寮した者に係る使用料については、当該入寮の日から五日までとする。

(使用料の日割計算)

第八条 月の中途において入寮し、又は退寮する者のその月の使用料の額は、日割り計算により算出した額とする。

(使用料の減免)

第九条 条例第六条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に限り行なうことができる。

一 入寮者又は入寮者を扶養する者に所得がないため又は所得が少ないため、使用料の納付が困難と認められるとき。

二 老人の福祉を図るため知事が特に必要と認めたとす。

(使用料の減免の申請及び通知)

第十条 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減

免(徴収猶予)申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは使用料減免(徴収猶予)通知書(様式第十二号)により、不適当と認めるときは使用料減免(徴収猶予)不承認通知書(様式第十三号)により申請者に通知しなければならない。

(使用料の徴収猶予)

第十一条 寮長は、入寮者がやむを得ない理由により、納付期限までに使用料を納付することができないと認められたときは、使用料の徴収を猶予することができる。

第十二条 使用料の徴収猶予を受けようとする者は、使用料減免(徴収猶予)申請書(様式第十一号)を寮長に提出しなければならない。

2 寮長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは使用料減免(徴収猶予)通知書(様式第十二号)により、不適当と認めるときは使用料減免(徴収猶予)不承認通知書(様式第十三

号)により申請者に通知しなければならない。

(承認を必要とする行為の承認)

第十三条 入寮者は、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ寮長の承認を受けなければならない。

一 居室を変更すること。

二 居室に工作を加えること。

2 前項の承認を受けようとする者は、居室変更(工作)承認申請書(様式第十四号)を寮長に提出しなければならない。

寮長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは居室変更(工作)承認通知書(様式第十五号)により、不適当と認めるときは居室変更(工作)不承認通知書(様式第十六号)により申請者に通知しなければならない。

(届出)

第十四条 入寮者は、第四条の規定により提出した身上調査の記載事項に変動があつたとき及び身元引受人を

様式第1号

入 寮 申 請 書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長殿

氏 名

鳥取県立岩井長者寮に入寮したいので、下記により申請します。

ふりがな 氏 名	性別	年 月 日生(才)			
現 住 所					
本 籍 地					
鳥取県における 入寮前継続 在 住 期 間					
申請の理由					
居室の法 使用方 入 希 望 期 間	単 身 ・ 夫 婦 年 月 日から 年 月 日まで 月間	と同居			
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 令	職 業	摘 要
居室に搬入する物品の種類、大きさ					

変更したときは、寮長にその旨届出なければならない。
(監督)

第十五条 寮長は、長者寮の適正な維持管理を図るため、必要があると認めるときは、入寮者に対し適当な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。
(入寮の取消し)

第十六条 寮長は、入寮者が次の各号の一に該当すると認められた場合には、当該入寮者に対し退寮を命ずることができらる。
一 正当な理由なく使用料を滞納したとき。
二 正当な理由なく引き続き三十日以上在寮しないと

き。
三 前条の規定による寮長の命令又は指示に従わなかったとき。
寮長は、入寮を取り消したときは、入寮取消通知書(様式第十七号)により入寮を取り消された者に通知しなければならない。

(退寮の手続)
第十七条 退寮しようとする者は、退寮の日の五日前まで

で退寮届(様式第十八号)を寮長に提出しなければならない。

(帳簿)
第十八条 長者寮には、次の帳簿を備えなければならない。
一、入寮申請受理簿(様式第十九号)
二、入寮者台帳(様式第二十号)
三、入寮者日計表(様式第二十一号)
四、使用料徴収台帳(様式第二十二号)
五、使用料徴収猶予台帳(様式第二十三号)
六、外泊承認簿(様式第二十四号)
七、業務日誌(様式第二十五号)

(書類の經由)
第十九条 この規則により知事に提出する書類は、寮長を経由しなければならない。

(雑則)
第二十条 この規則に定めるもののほか、長者寮の管理に關し必要な事項は、知事の承認を得て寮長が定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

様式第3号

資産、所得及び納税額に関する証明書

氏名		住所	
資産	種別	数量、金額 (評価額)	備考
	動産	円	
	不動産		
	所得	種別	年額
所得			円
税額	市町村	均等割額	円
	民、税	所得割額	
		税	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

㊟

様式第2号

身 上 調 書

入寮申請者氏名

㊟

本人の状況	現住所				
	生年月日	年	月	日 (才)	性別
	健康状態				
	最終学歴				
	最終職歴				
	婚姻歴	有・無	配偶者	有・無	配偶者と同居・別居
	信 仰				
	趣 味				
収入状況	月平均収入額・収入の種類等				
扶養義務者の状況	氏 名	現 住 所	職 業	援助の額等記事欄	
その他					

00278

9 昭和39年9月7日 月曜日 鳥取県公報(号外)第62号 (第3種郵便物認可)

様式第5号

10円

収入印紙

身元引受書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長殿

住所

氏名

◎

年 月 日生

(連絡方法)

私は、下記の者が鳥取県立岩井長者寮に入寮したうちは、次の事項について一切の責を負います。

1. 入寮者が使用料を支払わなかった場合の費用の負担
2. 入寮者が入寮を取り消された場合の身柄の引受け
3. 入寮者が死亡した場合の遺体又は遺骨の引取及び遺留金品の処理
4. その他介護を要する状態となつた場合の介護等入寮者の身上に關し必要な措置

記

住所

氏名

年 月 日生

保証人との続柄

00277

昭和39年9月7日 月曜日 鳥取県公報(号外)第62号 (第3種郵便物認可) 8

様式第4号

健康診断書

氏名			生年月日	
住所				
既往症	結核性疾患			
	精神病及び慢性中毒			
	その他の疾患			
現在症	結核性疾患			
	結核性疾患以外の伝染性疾患			
	精神病及び慢性中毒			
	その他の疾患			
血圧				
機能障害の有無				
総合所見				
(上記のとおり診断します。)				
年 月 日				
住所				
医師氏名				
◎				

様式第7号

入寮承認通知書

年 月 日

殿

鳥取県立岩井長者寮長 印

年月日申請のあつた鳥取県立岩井長者寮への入寮については、下記のとおり入寮と決定しましたから、別添の誓約書及び入寮届出書を 年月日までに提出してください。

なお、期限までに上記の書類を提出されないときは、入寮の申請を取り消されたものとして取り扱います。

記

- 1 入寮年月日
- 2 居室の使用方法
- 3 使用料の額
- 4 使用料減免額
- 5 使用料納付額
- 6 持参しなければならない主な物品
 - (1) 寝具 (かやを含む。)
 - (2) 衣類
 - (3) 洗面具等日用品

注 1の入寮日に入寮されないでも、その日から計算した使用料を納めていただくことがあります。

様式第6号

決定調書

住所 氏名

決裁印	寮長	次長	合 議	主査	起案年月日	施行年月日

伺 下記のとおり決定してよろしいか。なお決裁のうえは別案のとおり施行してよろしいか。

1	入寮の可否	可	否	決 定 の 理 由
	入寮期間	年月日から年月日まで		
	使用の方法	小大 居室 単身・夫婦・同居		
	使用料の額			
	使用料減免額			
	使用料納付額			

決裁印	寮長	次長	合 議	主査	起案年月日	施行年月日

伺 下記のとおり決定してよろしいか。なお決裁のうえは別案のとおり施行してよろしいか。

2	入寮の可否	可	否	決 定 の 理 由
	入寮期間	年月日から年月日まで		
	使用の方法	小大 居室 単身・夫婦・同居		
	使用料の額			
	使用料減免額			
	使用料納付額			

00282

様式第10号

入 寮 届 出 書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長殿

氏 名 ㊦

私は、下記のとおり入寮します。

記

- 1 入寮年月日 年 月 日
- 2 長者寮到着予定時刻 午前 午後 時 分頃
- 3 入寮当日の給食の要否 朝食 要否 ・昼食 要否 ・夕食 要否
- 4 持参する主な物品

注 1 「入寮年月日」は確実な日を記載してください。もしその日に入寮されない場合でも、その日から計算した使用料を納めていただきます。

2 「持参する主な物品」は「ふとん1組、こври2個」等のように簡単に記載してください。

なお、大きな家具はなるべく持参しないでください。

00281

様式第8号

入 寮 不 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

鳥取県立岩井長者寮長 ㊦

年 月 日申請のあつた鳥取県立岩井長者寮への入寮については、下記の理由により入寮を認めることができないのでご了承ください。

記

様式第9号

誓 約 書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長 殿

氏 名 ㊦

私は、鳥取県立岩井長者寮に入寮したうちは、下記の事項を堅く守ります。

記

- 1 使用料は、定められた期日までに必ず納付します。
- 2 承認を受ける事項は必ず承認を受けます。
- 3 届出事項は必ず届け出ます。
- 4 職員及び入寮者に迷惑をかける行為はいたしません。
- 5 その他鳥取県立岩井長者寮管理規則及びこれに基づく命令、指示等を守ります。

00284

様式第12号

使用料減免(徴収猶予)通知書

年 月 日

殿

鳥取県知事
(鳥取県立岩井長者寮長)

印

年 月 日申請のあつた使用料の減免(徴収猶予)については、下記のとおり減免(徴収猶予)します。

記

区分	規定の使用料	減免額 徴収猶予期間	摘要
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(理由)			

様式第11号

使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿
(鳥取県立岩井長者寮長)

氏名

印

下記のとおり使用料を減免(徴収猶予)くださるよう申請します。

記

区分	規定の使用料	減免申請額 徴収猶予期間	摘要
月			
月			
月			
月			
月			
(減免又は徴収猶予を必要とする理由)			

様式第15号

居室変更(工作)承認通知書

年 月 日

殿

鳥取県立岩井長者寮長 印

年 月 日申請のあつた については、下記のとおり承認します。
記

居室変更

居室の番号	
同室者氏名	
入居の期間	

工 作

工作の名称	
工作をする場所	
その他承認の条件	

様式第16号

居室変更(工作)不承認通知書

年 月 日

殿

鳥取県立岩井長者寮長 印

年 月 日申請のあつた については、下記の理由により承認できませんので承知ください。

記

様式第13号

使用料減免(徴収猶予)不承認通知書

年 月 日

殿

鳥取県知事 印
(鳥取県立岩井長者寮長)

年 月 日申請のあつた使用料の減免(徴収猶予)については、下記の理由により承認できませんので承知ください。

記

様式第14号

居室変更(工作)承認申請書

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長殿

氏名 印

下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

居室変更

入居を希望する居室の番号	
入居を希望する期間	

工 作

工作の名称	
目的又は理由	
工作をする場所	

様式第19号

入寮申請受理簿

受付 番号	受付 年月日	申請者氏名	住 所	可否 の別	通知 年月日	入寮 日	届入 年月日	出寮 年月日	摘要

様式第17号

入寮取消通知書

年 月 日

殿

鳥取県立岩井長者寮長 印

下記の理由により入寮を取り消しましたからご承知ください。

記

様式第18号

退寮届

年 月 日

鳥取県立岩井長者寮長殿

氏名 印

私は下記のとおり鳥取県立岩井長者寮を退寮します。

記

退寮日時	年 月 日 午前 午後 時 分
転出先	
当日の給食の要否	朝食要否 ・ 昼食要否 ・ 夕食要否

00290

21 昭和39年9月7日 月曜日 鳥取県公報(号外)第62号 (第3種郵便物認可)

(裏)

保 証 人	氏 名	本人との続柄	現住所及び連絡方法			
本人の資産、所得及び課税状況	区分	種別	数量、金額 (評価額)	区分	種別	年 額
	動産			所得		
	不動産			課税		
生活指導事項						
身上の状況	性 格					
	信 仰					
	趣 味					
学 歴	卒業年月日	学 校 名 等				
	・					
	・					
	・					
資 格 (特 技)	取得年月日	記 事				
	・					
	・					
社 会 歴	年 月 日	記 事				
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					

00289

昭和39年9月7日 月曜日 鳥取県公報(号外)第62号 (第3種郵便物認可) 20

様式第20号

(表)

写真はり付							
入 寮 者 台 帳							
居室使用区分				ふりがな氏名			
入寮年月日	・			退寮年月日	・		
入寮前住所				居住開始年月	・		
本 籍 地							
生 年 月 日	・			(才)			
入寮の理由							
健康状況							
入寮前の生活概要	敷地	m ²		入室者が使用していた状況	専用・共用		
	建坪	m ²	延坪		m ²	階 層	
	部屋数	居室、覺室、覺室			採 光 通 風		
	環 境				陽 当 採 暖		
	その他						
家族及び扶養義務者の状況	氏 名	性別	続柄	生年月日	職業	入寮前同居の別	住 所

様式第25号

業 務 日 誌

寮長 次長 合 議 主 査 年 月 日 曜日 天気 気温

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 1 収容人員の状況
- 2 給食受給者数
- 3 訪問客等の状況
- 4 施設の主な行事
- 5 その他特記事項

様式第23号

使 用 料 徴 収 猪 子 台 帳

氏 名	月 別	規 定 納 付 日	猪 子 の 期 間		金 額	徴 収 猪 子 の 理 由
			期 限	期 間		

様式第24号 外 泊 承 認 簿

猪 民 印	承 年 月 日	認 日	担 者	当 印	氏 名	承 認 の 期 間	行 先	目 的	給 食 の 要 否	帰 寮 日 時	帰 寮 日 時 確 認 印	摘 要
						自 至			当 日 朝 昼 夕			
						自 至			当 日 朝 昼 夕			
						自 至			当 日 朝 昼 夕			